

江戸時代の南都奉行所と法隆寺

鎌田道隆

はじめに

江戸時代の奈良に関する歴史研究は、近年になってさまざまな視点から掘りおこしが始まっているといつてよい。しかし、その量はまだまだ貧しく、史観や史論をめぐり学説を戦わせる段階にはなく、史料の発掘から史実の確認・共有化を急いでいる状況であろう。古代史優先の奈良観が歴史研究の面でも、質量ともに豊かな成果をあげさせてきたというのは事実だが、今日の奈良を考えると、近世・近代史への関心の低さは、放置されてよいという訳ではない。古代の奈良はよくわかるが、近世・近代の奈良はほとんど見えないというのは、現代と未来についての情報発信はできない。

とりわけ奈良は平城京時代以後、寺社の多い旧都としての歴史をもち、その寺社とのかかわりの中で、喜びや涙の精神世界を地域の歴史に深く刻んできている。日本の中央史に顔を見せたこともあれば、地域史としてひっそりと穏やかな歴史へと、奈良の歴史は積み重ねられて、現代の奈良を息づかせている。

本稿では江戸時代の奈良の地域史的な側面から、奈良の行政府と寺院との関係を、南都奉行所と法隆寺を具体例として、解明してみることとしたい。奈良の行政や寺院については、『奈良市史 通史三』などで、概説的な記述を見ることができ、柚田善雄氏や大宮守友氏の研究などで解明が進んできたが、さらに具体的な奉行所と特定寺院との行政関係のあり方については、未詳の部分が大きい。個別

具体的な事例を考察しながら、南都奉行所の大和支配・寺院支配のあり方に言及してみようと考えている。結論から言えば、奉行所と法隆寺の相互関係において、きわめて緊密な交流が、江戸時代には意識的に育成されていたといえる。おそらく法隆寺だけが特別だったのではなく、南都の奉行所と大和の寺社との間に、常に緊密な関係が江戸時代には模索されていたのであろう。

(一) 寺院からの届け出と奉行所からの指示

元和六年(一六二〇)十一月二十八日夜、法隆寺薬師堂に盗賊が入り、献納されていた刀や長刀などが盗まれ、貝吹役の番人まで殺されるという事件がおこった。この事件は法隆寺から南都の御奉行に宛てて、事件の概要とともに寺内騒動の様子も書き留めて、処置についての指示を要請する文書が出されている。³⁾

法隆寺学侶申上覚之事

一 霜月廿八日の夜、当寺薬師堂江盗人いり、かたな長刀以下盗とり、刺貝吹の坊主を殺害仕候事、前代未

聞之儀御座候。其刻彼堂の院僧之内兩人来、届申候間、様々せんさく仕、観門等二も放申候へ共、露頭不仕候。此盗人やじり以下きり候て入申たる二而も無御座候。堂司、燈明なととほし申内に不念二仕、盗人いれ申候かと在候間、堂司替候て、次の坊主をかけ候へと申付候処、承引不申候。惣別当寺の諸法度、学侶衆として先規より申付候儀を、相破申度造意の故に、承引不仕候間、被仰可被下候。

一堂司退出候へと申付候処、可罷出旨返事仕候而、以後彼堂の院僧よりおさへ出し不申候。諸法度みたりかわしく仕なし度たくニ而御座候。かやうニ法度を相背候へハ、寺のやふれニ罷成申候間、急度被仰付可被下候。前々も堂塔に越度の儀出来候へハ、堂司ニ過申付候事。

一 先年も、嶋津殿御寄進のかたな堂方の坊主之内ニ盜候を、内儀ニ而取かへし、こめ置申候。又此度うせ申かたなも右のかたなニ而御座候へハ、兎角院僧之申不審ニ存候。

右之条々被聞召届、先規之ごとく寺の法度相立申様ニ被仰付被下候ハ、可忝存候。

元和六年

十二月日

小野惣左衛門尉様

中坊左近様

法隆寺

学侶中

ると認識していたことになる。法隆寺側だけでなく、行政の側も同じ認識をもっていたようで、元和七年二月に次の文書が法隆寺へ伝達されている。

以上

急度申入候。学侶中、堂方衆と出入之儀、来廿三日於京都、小野宗左寄合之上双方聞届申候間、廿二日御上尤候。為其申入候。恐々謹言。

中坊左近

二月十七日

秀政（花押）

法隆寺

学侶衆

堂学衆り中

この文章からは、法隆寺薬師堂に盗賊が入り坊主が殺害された事件があったこと、この件に関する法隆寺寺内の取り締まりにかかわり、学侶衆と堂方衆との寺内対立があったことがわかる。この文書は書式からわかるように、「学侶中」から小野貞則と中坊秀政という大和国の支配を担当する二人の奉行に宛てたもので、法隆寺内の統制を学侶主導で行えるように幕府の命令を下して欲しいと願い出たことに注目しておきたい。小野貞則は近江大津の奉行であり、中坊秀政は大和奈良の奉行であるが、江戸幕府初期において、近江と大和の両奉行が重要事案には協同し連署して行政を担当していたことが、大宮守友氏の実証的な研究⁴で明らかにされてきている。すなわち、法隆寺では盗賊一件よりも、学侶と堂方の対立をめぐる法隆寺の統治問題を重視して、小野貞則と中坊秀政の両奉行にその解決方を願い出しており、これは「寺のやぶれ」にもつながる重大問題であ

寺社方の問題については、西日本幕政と畿内近国支配を統括する京都所司代のもとで審理されることになっており、小野・中坊両奉行が京屋敷へ法隆寺の学侶・堂方双方を呼び出して尋問・審理することとなった。中坊秀政は、このことを法隆寺へ伝え、二十三日の審理に備えて二十一日までに上京するように学侶・堂方双方に命じたのであ

る。この件に関しては、二十二日になっても堂方が上京していないので、早急に上京するように法隆寺堂方中に命じた小野貞則の書状があることや、元和七年七月と九月の学侶・堂方双方の江戸への召還状や江戸の年寄衆裁許に関する小野・中坊の文書も残されているので、法隆寺寺内の対立・出入が江戸での幕閣の判断を仰いだ大事件になったことがわかる。

いずれにしても、大和の著名寺院ではあるが、寺領千石の一寺院である法隆寺の寺内騒動に関しては、南都の奉行役所を通じて届け書や伝達書が交付されていることを注目しておきたい。

また次の史料⁴⁾によって、江戸幕府の重要法令が、法隆寺へどのようなルートで伝達されたのかも見ておきたい。

山城・大和・伊賀三ヶ国の山々木根掘之候付、洪水之節淀川・大和川之砂押流堀候間、向後不掘木根、其上以連々植苗木候之様、急度可被相触之者也。

万治三子

三月十四日 美濃

豊後

伊豆

水野石見守殿

五味備前守殿

中坊美作守殿

右之通従御老中申来候間、寺領並境内持山ニ至迄、右之旨堅可申付候。砂山者松其外苗木年々ニ植候様、尤二候。以上

子 四月十九日

中美作守(黒印)

法隆寺

江戸幕府は、江戸時代前期における近世的城下町の構築いわゆる都市建設や城郭の営築などを通じて、全国の山々が伐採され、さまざまな民間の土木工事でも木材や石材・土砂の採取がすすんで災害が発生することに注目した。そして治山・治水の観点から木の根の掘取り禁止と植林の奨励を促す法令を発した。前掲の文書は山城・大和・伊賀三ヶ国の治山・治水の努力を求めたもので、稲葉美濃守正則・阿部豊後守忠秋・松平伊豆守信綱の三老中から、畿内近国支配を担当する水野石見守忠貞・五味備前守豊直・中坊美作守時祐に宛てているが、この幕閣からの指令をうけ

て中坊時祐が法隆寺に対しては「松其外苗木」の植樹を指令している。水野忠貞と五味豊直は、所司代体制下で畿内近国等の幕政を総務する任務をもっているが、とりわけ水野は近江国、五味は山城国の国奉行的役割を果たしているので、大和の国奉行的役割をになう中坊が三方国対象として宛所に名を加えられたものと考えられる。大和に所在する法隆寺への重要法令の伝達には大和奈良の奉行がかかわっていることを確認したい。

大和奈良の奉行および奉行所については、大宮守友氏「近世前期の奈良奉行」の論文にまとめられているが、近世初頭には大久保長安配下の下代衆が奈良に駐在して行政にあたったこと、その系譜を引きながら中坊秀政ついで中坊時祐が奉行職を継承したこと、中坊時祐時代に与力・同心の付属なども整備され、奉行所の体制ができあがっていたことが分析されている。

中坊時祐の時代までは、大和・奈良の民政を行う国奉行的役割とともに畿内近国の幕府政治にも関与する任務も負っていたようであるが、寛文四年（一六六四）から畿内近国幕政の改革のなかで、南都の奉行職は広域行政から任務を解かれて大和の行政に専任化する方向をたどっていく。

そうしたなかで大和の社寺と南都の奉行所との関係はさらに密接となった。

南都奉行所の『町代日記』から法隆寺と奉行所との関係をみておくこととしよう。

法隆寺珍藏院、昨夕強盗入、院主ノ見伐ころし申二付、西遠院御断ニ被参候。

則生駒三郎兵衛様御検使ニ被成御座候。

右の記録は寛文七年十二月二十一日付であるが、¹⁰法隆寺珍藏院では強盗・殺人事件があったことを、法隆寺の西遠院が南都奉行所に届け出たこと、奉行所からは与力の生駒三郎兵衛が検使役として法隆寺へ派遣されたことが奉行所記録として残されている。

こうした法隆寺をはじめ大和の社寺の事件や要務が、『奈良奉行所町代日記』¹¹には随所に書きまとめられているのである。

また法隆寺側の記録である『年会日記』¹²などにも、法隆寺の代表が所用で南都の奉行所にしばしば出かけていることが記されている。宝永元年（一七〇四）四月十二日の

「年会日記」には

一、十二日朝寅ノ刻ヨリ、覚勝、懐賢南都へ発足、為
火事見舞也。両屋敷へ無事之悦申遣。豆飯杵折宛為
総代持參也。与力五軒へ類焼之見舞申入。残三軒へ
も見舞申候。龍松院へも興福寺へも、所々見舞申入
候。

四月十一日に起きた奈良中心部の大火事で類焼したり被害をまぬがれたところなど、翌日には法隆寺とのつながりのある大乘院や一乗院門跡、また奉行所前で類焼した与力屋敷などへも豆飯などを持ったりして、法隆寺総代として見舞に回っている。おそらく、こうした非常時における法隆寺総代のお見舞挨拶回りの事實は、日常における懇意な交際の存在を前提としている。すくなくとも、一乗院・大乘院の両門跡の家来や奉行所の与力衆などとのつながりは大切にしておきたいとする法隆寺側の思惑があったことは確かであろう。

また法隆寺の「年会日記」の正徳元年（一七一）十二月十二日条には、「今日、覚賢為総代、南都御番所へ被參。

子細は今度御奉行中坊長左衛門殿、去る二十二日被仰付候旨、先達而御番所より廻状被參候故、右之御悦ニ參勤也」の記事がある。この記載には、南都奉行所（御番所）と大和の寺院との関係を示す微妙なニュアンスを読むことができるようである。文面は、法隆寺総代として覚賢が南都の奉行所へ出かけたが、その子細は新しい御奉行として中坊長左衛門が江戸で任命されたという回状が奉行所から先日まわってきたので、その喜びを言上しに出向いた。十一月二十二日に南都奉行として中坊長左衛門が任じられたということが嬉しいニュースとして南都の奉行所へ伝えられ、奉行所でも朗報として廻状でもって法隆寺などへも伝達した。それをうけて法隆寺では、法隆寺一山としても嬉しく受け留めていることを奉行所へ伝えるべく、惣代覚賢をさし向けたということになる。

まず新任の奉行がどんな人物であるかについて、南都の奉行所でも大和の寺院でも、少なからぬ関心を常にもっていたといえる。この折の中坊長左衛門秀広は、奈良の奉行として、奈良出身の奉行として約半世紀に渡り活躍した中坊秀政・時祐¹⁵の父子の子孫であり、中坊美作守時祐が奉行を退任してから四十年余ぶりに、奈良にゆかりのある奉行

が戻ってきたというように、朗報として受けとめられていく。中坊奉行任命の報は、南都奉行所や寺院などで格別な喜びをもって共有されており、特例にあたる。たとえば、前任奉行である三好勤之丞長広が新任として着任した折の宝永四年九月二十二日の「年会抜書」には、「辰下刻、南都従御番所廻状到来、子細者御奉行三好勤之丞殿当十九日二御着候。就夫、諸方之礼等可請之間、当廿七日朝五ツ時分ニ番所へ可出之旨申来¹⁶」とあり、特別な感情はうかがえないが、通例の奉行との顔つなぎがとどおりなく進行するよう、奉行所から法隆寺へも指示が出されている。奉行の着任や退任などの情報は奉行所から寺院へも伝達され、相互に行政上のすみやかな連携がおこなわれていたのである。

(二) 奉行所与力子弟の入寺

南都の奉行所と法隆寺とのさらに密接な関係を示す事例として、奉行所与力子弟の入寺というところを取りあげてみたい。法隆寺文書のなかに「南都奉行妻木彦右衛門頼保書状¹⁷」が蔵されている。年代は不明で、一部欠損しているた

めに判読不能なところもあるが、掲出する。

一筆令啓達候、先以¹⁸□御表一山無別条、□御堅固御勤之由、珍重存候。然者先頃者其許安養院入院之節者、色々御取持之由承之、於拙者令大慶候。右為御礼如此御座候。恐惶謹言

妻木彦右衛門
頼保(花押)

法隆寺
中院

妻木彦右衛門頼保は、元禄九年(一六九六)四月から宝永四年(一七〇七)六月まで、奈良奉行として在任したが、法隆寺安養院への誰かの入寺に際し、中院にお世話になったことに対し、奉行として謝意を表した手紙を書いているのである。ところで法隆寺には、奉行妻木彦右衛門の御用人である曾根友右衛門という人物の、同じく八月八日付の法隆寺中院宛の書状¹⁹も伝えられており、その内容から奉行所与力中条五左衛門の弟が安養院へ入寺したことがわかる。おそらく、奉行妻木彦右衛門の礼状は、中条五左衛門

弟の安養院入寺にかかわると考えられる。中条家は南都奉行所の与力筋の家柄であり、五左衛門は現役の与力である。その奉行所与力の弟が法隆寺安養院に入院して住職への道をめざしていることになる。

法隆寺文書の中には、同じく妻木彦右衛門奉行在職中に、与力十楚勘右衛門の子が法隆寺弥勒院に入寺するという出来事も伝わっている。十楚家については、法隆寺文書の中に十楚家の「先祖書」「親類書」があり、概要が判明する。十楚家は大和国葛上郡の国侍で、筒井順慶や豊臣秀吉のころには、北十三村、南十楚村を領地していたと伝え、父祖勘右衛門重治が中坊美作守時祐の南都奉行所与力取立ての慶安三年（一六五〇）頃に、与力として召し抱えられたという。中坊時祐退任の時に職を辞し、浪人となったが、父勘右衛門重正は溝口源左衛門信勝が南都奉行となった寛文十年（一六七〇）に再び与力職に任用され、元禄九年（一六九六）まで二十七年間勤めた。この元禄九年二月に当主勘右衛門正武が家督を継ぎ、同年九月には内田伝左衛門守政・妻木彦右衛門頼保の両南都奉行に宛てた「親類書」を書いてるので、あらためて与力職への任用が認められたものと考えられる。

この現役の南都奉行所与力十楚勘右衛門正武の養子が、法隆寺弥勒院へ入寺するのは宝永元年のことである。この折の「先祖書」の後半部分のみを紹介しておきたい。

（前略）

某

十楚勘右衛門正武

父重正家督相統致、唯今与力相勤罷有候。弟松丸養

拙者養子二而、貴院へ後往弟子二進之候

已上

妻木彦右衛門組与力

松丸親十楚勘右衛門正武（花押）^印

宝永元年^甲十一月八日

児松丸

法隆寺

弥勒院貴主

十楚正武は、自分の弟である松丸を養子としたうえで、法隆寺弥勒院へ弟子として入寺させている。弟松丸を養子としたのは、弥勒院への入寺の資格が奉行所与力またはそれに準ずる地位を要求されたのかも知れないが、ここでは、

現役の与力と法隆寺とが入寺の直接的な縁組をしたことに注目しておきたい。これは十楚家個人と法隆寺とのかわかりというよりも、奉行所と法隆寺との深いつながりが相互に求められていたのではないかと推測の上のことである。弥勒院に入った松丸は、のちに千懐と名乗って弥勒院の住持となり、この千懐を通じて、奉行所と法隆寺とは濃密な連携をしていくことになる。

(三) 頼与力の出現

松丸こと千懐の法隆寺における活動のひとつの出来事でもあるが、延享四年（一七四七）の法隆寺の『年会日記』に寺中頼与力というものがでてくる。延享四年五月末日付で、法隆寺では前々から南都奉行所与力玉井与左衛門を寺中頼与力として依頼したいと相談がまとまっていたこと、千懐が参列した悔みの席で、玉井氏と幸いにも出会って一件を直接頼んだとの連絡があったこと、法隆寺では訓覚・信秀らが話し合つてこの一件を確認・了承して、玉井氏へ金子三百正を出すことを決定したことを、『年会日記』は書きとめている。

同じく六月二日の条にも、玉井与左衛門を頼与力とする一件についての記載がある。文意が明瞭でないところや、間接的な表記ではあるが、交渉の過程から奉行所と法隆寺とのかわかりもうかがえるので、史料を引用する。²⁰

次、玉井氏へ千懐より書状参故、南都へ参候と、其俣為持遣、其上自分よりも口々にて、久々不得御意候得共、弥御勇健ニ被成被勤候哉、且又僧正より委細之儀申入候と奉存候。依之、御手透之御参上仕、得御意申度奉存候。御逢被成被下候哉と申遣候処、追付番所へ罷出申候間、只今御出候様ニと申し来候也。依之、金子三百正為樽代持参仕、彼家へ参候処、則座敷へ通り、与左衛門殿へ掛御目、先達而僧正より御頼申入置義ニ付、法隆寺より御公边へ申上候義ニ付、何角御心被添被下候様と永く御頼申上度奉存候。無遠慮御心被添被下候様ニと申入候也。与左衛門殿被申候者、僧正より先達而被仰聞候故、両度御請申入候処、今度別ニ其元様御遣分忝存候。右御請申候事ニ候得者、此以後何角無御心置被仰聞候様ニ、手前よりも無遠慮可申入候間□□へ宜敷被仰可被下候旨、呉々被申候也。依之、以

後者不寄何事与左衛門殿へ御相談有之候而可然候也。

南都奉行所与力である玉井与左衛門を特別に、法隆寺の面倒を見てくれる与力として、法隆寺側から直接玉井与力へ交渉して頼んでいることになる。千懐という南都奉行所とのつながりのある人物を介しての働きかけであり、与力屋敷を訪問して交渉している。仕事としては、法隆寺から奉行所への様々な依頼や届けなどに際して、与力として協力的な発言や助言をすること、また奉行所から法隆寺への伝達事項の折にも、助言や指示を付加することである。謝礼は年間金三百疋、期間は限定ではなく、なるべく長期にわたってという法隆寺側の意向である。

通俗的に言えば、奉行所とのパイプ役を特定の与力との間で契約しているのだが、前述のような史料だけでは、この頼与力という役職が、この時期にはじめて出来たのか、なぜこうした頼与力を法隆寺として契約しなければならなかったのか、時期の問題もその要因も未詳である。ただ、奉行所との取りつぎをめぐる具体的な問題の言及や、期間に限定的なものが定められていないことを考えると、奉行所と法隆寺とのより円滑な関係の構築といった思考が、頼

与力のシステムの根底にあったといえるのではないかと思う。

延享四年の記事のあと、頼与力の記載がしばしば登場するといふようなことはないが、法隆寺文書の享和三年（一八〇三）の「下納戸諸支配明細帳²¹」という月毎の支払勘定帳に、正月分として「拾六匁一分五厘、掛り与力羽田左源太祝儀、金百疋代」や八月分の「拾六匁一分五厘、頼与力羽田左源太祝儀、金百疋代」の記載が見える。ここからは、掛り与力と頼与力は、表現の違いはあるが、同じだと考えられ、掛り与力とは法隆寺掛りの与力との意をあらわした呼称といえる。また、天保二年（一八三一）二月十七日付の『沙汰衆日記』にも、南都奉行井上丹波守正章が江戸からの召還の命により、四、五日後には奈良を出発するとの廻状がきたこと、それには「頼与力羽田嘉兵衛より申来り候書状」が添えられていたことを記している²²。南都奉行所から法隆寺への連絡や、法隆寺から南都奉行所への願いや届けなどに、頼与力が携わっていた実例である。

以上、江戸時代の中期に法隆寺と奉行所とをつなぐ頼与力というものが存在したことは確認できたが、これが南都奉行所の行政改革的なものとして、大和の寺社に対して奉

行所主導で各寺社担当与力が定められたものとは言えない。むしろ、「頼与力」という文字自体や、さきに見た延享四年の玉井与左衛門を頼与力にお願いした経緯からして、法隆寺側が積極的にそうしたシステムを構築していったことをうかがうことができる。他の寺院でも同じような動きがあったかどうかは、今後の研究に俟ちたい。

(四) 南都用達・下屋敷

南都奉行所と法隆寺をつなぐ役割を果たしたものととして、南都用達、また南都下屋敷とよばれるものが、法隆寺文書の記録類に登場する。関係するままとまった記載はなく、実体は不明の部分も少なくないが、検討してみよう。

用達と下屋敷の機能の相違や出現時期についても明確ではないが、用達は南都の町人と契約して、法隆寺関係の連絡や用務を遂行させるものであるうし、下屋敷は法隆寺が南都の商家などを買得、所有して、そこを拠点として南都での活動に当たる場とするものと考えられる。法隆寺の記録で、江戸期の残存日記から天保年間までの主要記事を抜き書きしてまとめた『天保記』の享保六年(一七二一)九

月晦日条に「南都鍋屋家、当寺江調候事²³」と出てくる。該当する日記本文はなく、『天保記』の文意解釈は難しいが、「南都鍋屋家」を南都の鍋屋と号する商家とも読めなくはない。しかし。後出の史料などから、南都の鍋屋町の家を、法隆寺で調達できたという解釈が妥当ではないかと思う。「調候」という表記も、特別な契約すなわち用達所としての契約が調ったとも見えるが、屋敷を買得できたとも読むことができる。いずれにしても、法隆寺の南都における出先がこれまで全くなかったのかどうか、この記録以外でも未詳である。

享保六年の記事のあと、こうした法隆寺の南都連絡所のことについてはほとんど記載が見えず、下屋敷の借家化や売却を伝える記事、そして後期には南都用達についての記述が増えてくる。

延享四年(一七四七)の『年会日記』の記事によると、²⁴南都の法隆寺下屋敷を昨年よりかせ屋宇兵衛というものに借家させる契約をして進めて、年が明けた今年正月よりかせ屋宇兵衛が移り住む約束となっていた。ところが宇兵衛はどういう事情からか入居もせず、家賃も納めない状態が

続いてきた。そこで法隆寺としてはかせ屋宇兵衛との借家契約を破棄して、新たに借家人をさがし、「慥成借り主二候ハ、聞立て借シ候て可然」と一山協議して決定したという。法隆寺の下屋敷は所有権は、法隆寺にあるが、空き屋敷であり、家賃のとれる借家人を居住させる方針があったことがわかる。この下屋敷に入居する町人が、奉行所と法隆寺とをつなぐ、何らかの連絡役を求められていたかどうかは不明である。

ところが文化元年（一八〇四）八月には、この下屋敷が売却されることになった。『沙汰衆日記』の八月十日条に「南都下屋敷之儀、望人在之故相払よし、代銀三百目、買主薬師灯油銀支配人取山孫右衛門、売主名前法隆寺用達いせ屋宇右衛門也」と記されている²³。これによると、南都の下屋敷は法隆寺の用達いせ屋宇右衛門の名義となっていたようである。下屋敷は法隆寺の所有物であったが、町人名義におこななければならない事情があったことは理解できる。なぜなら、家屋敷を買得することは、買得者が家持ちとしてその町内の正式の構成員になることであり、千石もの領地をもつ法隆寺が町共同体を構成する家持ち町人というかたちで町政に加わることとは、大きな抵抗があったと

考えられるからである。

それはともかく、同じ下屋敷の売却一件だと考えられる記録が、同じく文化元年八月八日付の『年会日記』にもある²⁶が、なぜか買主の名前に違いが見える。八日条では「用達宇右衛門より申来候者、一山下屋敷此度売払候付、町内寄合之所、町内会所にいたし度付、町内へ御売払可被下と相願呉様申来ル」とあり、下屋敷を売るのであれば同じ町内の会所としたいので、町内一同相談して買取りたいとの希望を用達いせ屋宇右衛門から法隆寺へ申し入れてきたという。これに対して法隆寺では翌九日に「用達宇右衛門方へ、下屋敷義者西代村嘉介へ譲り遣し置候事故、今更異変被成候旨申遣ス、此段町内ニも可申入旨、手紙遣ス」と書き送ったという²⁷。判然とはしない点がいくつかある。まず下屋敷のあった町内とはどこか、用達いせ屋宇右衛門は下屋敷のあった同じ町内の住人であるか。『沙汰衆日記』とは一日の時間差があるが、『年会日記』と『沙汰衆日記』の買得者の相違はそうした時間差にともなう買得者の変更を示しているのか。ともかく、南都下屋敷が二軒あったとは考えられない。

用達伊勢屋宇右衛門が、南都奉行所に近い鍋屋町の十人

であったことは、寛政九年（一七九七）八月四日の「年会日記」の次の記事から確認できる。²⁸

伊勢屋宇右衛門義、已後用達申付、仍御用之義者、宇右衛門被召被仰付被下候様相願控

口上覚

一当山被召出節、御指紙其外御用御座候砌者、已来御当所鍋屋町伊勢屋宇右衛門迄被仰付被下候様仕度、此度御届奉申上候、以上

法隆寺年会伍師

巳八月四日

西南院

御奉行所

寛政九年に法隆寺用達となった鍋屋町の伊勢屋宇右衛門が、法隆寺下屋敷の名義人ともなり、下屋敷の売却にも関与したことは明らかであり、下屋敷も鍋屋町内にあったものと考えたい。下屋敷の所期の目的も南都奉行所との円滑なつながりを求めて設定・運営されたのであろうが、しだいに用達所がその機能を果たせるとの認識が成立し、下屋敷の整理と用達所の重用に進んだようである。用達を重用

したのは法隆寺側だけではなく、むしろ奉行所側が用達を通じて、国内の諸領主へ伝達していたようである。このことは「年会日記」文化元年九月七日条の「用達伊勢屋宇右衛門より飛脚来ル、此度所々用達所へ向ケ、御奉行所より、知行所字何郡何村ニ而何石有之候と申儀相尋来ル、八日迄御役所へ差出し候様と申来ル」とあり、南都の用達所たちが奉行所からの伝達を受けて、急飛脚を立てて連絡に追われた様子がわかる。おそらく、十八世紀末ころには、南都奉行所近辺の町々に各寺社などが用達を置くことは一般化していたのであろう。

用達伊勢屋宇右衛門の名はこのちしばらくして消え、また嘉永・安政期には鍋屋町住の用達伊勢屋宇右衛門の名が、記録類に頻出する。伊勢屋にかわって文政年間に登場するのが、用達丸屋太兵治である。この丸屋太兵治も同一人物ではなく、用達として継続するため、襲名をしている。文政七年（一八二四）八月一日の『沙汰衆日記』³⁰に

南都用達丸屋太兵治、先比死去仕候旨、書状ニ而昨日相届ケ候、尤用達之義者、御番所江も相届、弟定治郎義太兵治と改名仕候而、是迄之通御一山も相勤申度旨

ニ付、こうでんとして南鐐老片被遣候而、可然御評定也

用達の代替りについて、法隆寺一山としても評議して、弟定治郎を襲名させて、南都奉行所にも届け出ており、死去に際しては香典の弔意を表わしてもいる。

どのような事情があつたかは不明であるものの、寛政九年に法隆寺用達所となつた伊勢屋宇右衛門から、同じく鍋屋町に居住する丸屋太兵治に用達所が変更され、この太兵治が死去すると弟が改名して法隆寺用達役を継承している。そして用達所となることについては法隆寺一山が協議して認定し、南都奉行所へその旨を届出て、承諾を得、そして奉行所から諸事の伝達が用達所へ行われ、飛脚などを通じて法隆寺へ早急に連絡がつけられるようになっていたといえる。おそらく、奉行所へ届出て、許諾を得る条件としては、まず用達所となる町人が信頼される人物であること、奉行所から連絡のつけやすい奉行所近隣の町の住人であることなどであつたと考えられる。文政年間に代替りした南都用達丸屋太兵治は、天保年間には丸屋太兵衛の名で用達として記録されている。この間にまた用達丸屋家の代

替りがあつたのか、太兵治が改名したのかは不明である。

南都用達の役割が、単なる連絡役であつたのか、若干の交渉役まで果たしたのかも検討しなければならないことであるが、天保年中の丸屋太兵衛の一例を掲出してみよう。

『年会日記』天保五年五月二十一日条に、古代考証家として知られる穂井田忠友が法隆寺宝物の見分を申し出た一件が記されており、南都用達丸屋太兵衛がからんでいるので、全文をかかげてみる。³¹

一先達而用達より内々沙汰有之候。南都役所給人穂井田兵助より宝物拝見仕度旨、上宮王院聖皇院半鐘ノ名文有之候哉、尋ニ付、今日小使七兵衛ヲ以用達迄書面遣ス。左之通

剪紙致啓上候。然者当月上旬之頃、内々申被越候、給人共中之内穂井田兵助様より被仰候ニ付、当廿五六日之頃二者、山内江御越二而、古物其外宝物之内拝見被成度旨、承知致候処、御越被下候共、七種十八種其外五品斗御目ニ掛ケ候へ共、其外之品者大衆立会之上宝物開閉候事故、御断申上候。猶又、弥御越被成候得者、御当番与力中より五六日前ニ御書面

二而も被下度奉存候。聖皇院半鐘宝永十二年、上宮
王院享保七年、名文無之、年号斗二候故、両方共給
人中江被仰上□□被下度奉願候。右申入度迄如斯
二御座候

法隆寺東藏院

藪之内猶之助

五月廿一日

用達

丸屋太兵衛殿

右書面小使七兵衛二申付為持遣ス。夕方戻り候所、今日
は掛り之給人西大寺江被參候。晩方二而ならてハか
へり不申候間、後より御返事可申上候ト申斗之返書来
ル。

南都奉行梶野良材の給人となつていた穂井田兵助忠友
が、法隆寺の宝物見分を申し入れてきていた一件について、
法隆寺ではその返答を南都用達丸屋太兵衛に宛てた書面を
通じて、穂井田忠友へ伝えようとした。返答の内容は、五
月二十五、六日の来寺と七種十八種その外五品ばかりにつ
いてはその折の見分を承諾するが、さらにその他の宝物に
ついての観覧は断ること、そして来寺の五、六日前には当

番与力の書面による見分申入書をいただきたいなどであ
る。これらのことを用達丸屋太兵衛から穂井田忠友へ伝え
させ、なお穂井田からの了承の返事を、用達丸屋から得よ
うとしていることがうかがえる。法隆寺から派遣された小
使七兵衛が用達のもとへ書簡を届け、用達は穂井田のもと
へ訪問したが、穂井田は西大寺へ出かけて留守で夕方にし
か戻つてこないということで、用達丸屋は後日に穂井田か
らの返事を伝えるという返書を、小使七兵衛に持たせて法
隆寺へ戻している。

穂井田忠友は南都奉行梶野良材の家臣ということになつ
ているが、この折の法隆寺宝物見分は奉行所の公務ではな
く、穂井田自身の個人的関心にもとづく申し入れであつた。
ただ穂井田自身は奉行の家臣であることをちらつかせての
宝物見分の形をとつた。このことは法隆寺側でも認知して
おり、個人的資格での来寺を承諾しつつも、奉行所当番与
力からの書面を要求しているところが微妙である。奉行所
の公務にかかわることであれば、用達に任せることなく、
用務を取りしきつたが、穂井田個人への連絡ということでも、
用達丸屋からの交渉ということになつたのであろう。南都
用達の職務内容の一端をうかがうことができる一件であつ

た。

(五) 南都奉行の参詣と巡見

南都奉行に任命されるのは、江戸幕府の官僚である旗本であつて、前任が御使番、御目付、御持頭、御小姓組、御先手頭、御納戸頭、御勘定吟味役、小普請組頭または遠国奉行などの経験者である。しかし、南都奉行となつて奈良・大和一国の政務を主管とするといつても、赴任して行く彼らのほとんどは、奈良大和を訪れたことはなく、初入りのとき初めて大和の地理や風俗・人情に接することになる。したがつて地域行政の責任者としては、なるべく早い時期に領内を巡見しておく必要がある。

南都に存在する奉行所の与力・同心たちは、ほとんどが先祖から奈良の地に住んで、大和の地理なども熟知していたから、初任者の奉行が領内を巡見する予定をたてて、奉行巡見を案内するのも、彼らの大切な仕事であつた。また奉行からの希望があれば、大和の著名な社への参詣に協力し、地域との親交を結ばせることで、行政の円滑化に資するものも、与力・同心たちの手腕のひとつであつた。

南都奉行の法隆寺への参詣や巡見について、事例をあげながらみてみよう、あまり早い時期の記録は見あたらないが、元禄三年（一六九〇）の記録に「南都御奉行大岡美濃守開帳御参詣」とある。これは、同年三月二十五日から五月晦日まで行なわれた法隆寺諸堂開帳に参詣したもので、一乘院宮開帳御参詣、大乘院御門主御参詣、本多下野守殿・片桐主膳正殿開帳御参詣なども記録されているから、法隆寺開帳に合わせた奈良・大和の主要人物の参詣のひとつである。⁴³ ちなみに大岡忠高は貞享二年（一六八五）八月には南都奉行に任命されているから、初任者奉行としての巡見や参詣は、もつと早い時期にあつたのかもしれない。

次の奉行である神尾元知の法隆寺訪問は、元禄七年の「沙汰衆日記」に「南都御奉行当寺江御参詣可有之ニ付、相談有之」とか「南都御奉行神尾飛騨守殿参詣ニ付、尊殊、良尊、懐賛、覚賢、貞應、尊長罷出、諸堂案内申、尤舍利並七種等之宝物拝見也」とあり、来寺についての打ち合わせや、寺側での丁寧な対応の様子がうかがえる。⁴⁴ なお、参詣の翌日には法隆寺から代表が南都へ派遣され、奉行の来寺への御礼を言上している。きわめて丁寧な取り扱いといえる。

明らかな巡見としての記録は、元禄十四年七月十六日付の「年会日記」に見える。³⁵ 同年二月二十八日付で南都奉行に任命された横山左門元知が、領内巡見の途次に法隆寺を訪れたものである。「横山左門殿御越、宮様へ御入、其より伽藍靈宝不残拜見、殊之外称美機嫌也」と記録されており、上機嫌の奉行は法隆寺村の本町与助方で昼食をして、その後龍田立野から小泉へ出て、慈光院で夕食、夜に入つて南都へ帰られたという情報まで書きとめられている。記録には巡見の文字はないが、昼食を法隆寺内ではなく本町与助方とつているのは、領内巡見の道筋にあたる法隆寺村への巡見伝達と費用の支払いがあつたことを示している。

巡見の文字が日記類で確認できるのは、三好勤之丞長広の宝永五年（一七〇八）九月が最初で、ついで享保十一年（一七二六）二月朔日の丹波五左衛門長道の記事となる。³⁷ しかし、この間には大和になじみの深い中坊長左衛門秀広の南都奉行在任が十四年間もあるので、法隆寺への参詣や巡見がなかつたとは考えにくい。それはともかく丹波長道奉行の巡見はいささか異色である。というのは、丹波長道の在任はわずか四カ月余りで、奉行として斑鳩方面の巡見

に出かけた二月朔日より早くに、一月二十八日付で小普請奉行への転役命令が江戸で発令されていた。奈良までは江戸からの指示がまだ届いていないので、南都奉行としての領内巡見に出かけている訳である。しかもこの巡見を伝える「年会日記」によると、二月朔日に法隆寺村並松の町宿で昼食をとる奉行に対して、法隆寺からは実雅と懐頭の二人の代表が挨拶に出かけたが、奉行は休憩中であつて法隆寺へは行けないので一山の皆様によりしく伝えてくれと申し、家来の花沢十郎右衛門を代理として伽藍参詣させている。³⁸

法隆寺側としては、参詣か巡見かということと、法隆寺のみなのか、領内巡見のなかでの出来ごとなのかということでの、対応や負担の問題などがあつて、いろいろな事案に遭遇している。南都奉行の巡見で法隆寺を中心とする巡見と領内巡見の途中に法隆寺に立寄る巡見があつたことは事実であり、また前述の丹波奉行のように領内巡見の途次に法隆寺への参詣や巡見をしない場合もあつた。参詣と巡見の違いも難しく、その場合も熱心な拝観かそれともひとおりの形式的なものかとの相違もあつた。

たとえば南都奉行石黒但馬守易慎の寛保二年（一七四二）

五月の巡見は法隆寺のみの巡見ではなく、三輪、長谷、多武峰、金剛山、当麻、法隆寺などを廻る大巡見であったが、法隆寺としての応接をめぐり、石黒奉行の用人と法隆寺の千懐との間では微妙な話し合いがおこなわれた。当初、巡見一行は法隆寺村の並松で昼食の予定であったが、奉行自身の意向として伝えられたところによると、法隆寺の外での昼食ということになれば、「何とやらん御寺ヲ庵末に存、ちよと立寄候斗之様ニ而不宜候付、一向弥勒院ニ而中食被成候積之由」との奉行所からの申し入れがあった。このため領内巡見ではあるが、急遽寺内で昼食を用意することに變更された。「一汁一菜之料理用意可然」ということではあったが、一行の人数上下七十余人となれば、大変な負担であった。³⁹

法隆寺のみの奉行巡見となれば、寺側としての心構えも対応もまた異なってくる。宝暦六年（一七五六）二月に山本正方奉行の意向で、「此度法隆寺斗一日被致巡見」と、与力中条五左衛門を通じて、法隆寺側の都合日程を問い合わせてきた。⁴⁰ 寺側では日程を見積り、十七日から二十日までの間にお願しいししたこと、昼食をどこで召し上られる予定かともお尋ねを上申した。そして、一般巡見の場合は村

方での昼食が通例であるが、石黒易慎奉行のとき、奉行の内意によって弥勒院において昼食をさしあげた先例もあることを申し添えた。奉行所からは今回は法隆寺のみの一日巡見であるので、山内での昼食として欲しいこと、もし村方での昼食となれば、またの領内巡見の際も村方取扱いとなり二度も重なることになるのでとの返答であった。そこで寺内昼食が決定し、折りしも法隆寺での開帳があつて特別開扉も行なっているので、是非御覽いただきたい旨を法隆寺は再び上申している。

巡見の昼食接待については、しばしば問題となった。寛政二年（一七九〇）三月十六日、南都の伊勢屋宇右衛門からの飛脚が法隆寺へやってきて、奉行三浦正子の領内巡見に際し、法隆寺頼与力である羽田猶右衛門から法隆寺で相談して宝物書の書き上げを内々に羽田与力まで届けてほしい旨が伝えられた。⁴¹ 法隆寺では宝物品々の書き上げ書を作成して、翌日に南都の伊勢屋を通じて羽田与力まで巡見展覧用の宝物目録を届けたりしている。このあとの動向は記録にないが、のちの奉行柴田康哉の巡見記録から、昼食問題での問答があつたことがわかる。三浦正子奉行の巡見では、外々寺社一統御巡見であつたにもかかわらず、法隆寺

での昼食を指定され、法隆寺は強くこれを断つたのであるが、すでに巡見予定地域への触で法隆寺での昼食を触れているからという理由で、法隆寺での昼食を止むなく引き受けたという。そうした経緯を踏まえて、法隆寺では寛政四年の柴田康哉奉行の巡見における法隆寺での昼食をお断りするとう上書を書いている。⁴²

口上覚

一先年より御奉行所御替り目之御巡見、法隆寺斗之御巡見之節ハ法隆寺ニおいて御昼休被遊候。外々寺社然ル所、先御奉行三浦伊勢守殿御巡見ハ、外々寺社一統御巡見ニ御座候而、前辺ニ御廻状其向々御通シ御座候所、法隆寺御昼休と被仰出候ニ付、其砌先刻之振合申上、御断申上候処、最早御回書御差出候様も無之、差掛り候間、此度之所ハ其分ニ差置候様ニと被仰出候ニ付、法隆寺之御昼休ニ御座候。右段其節ニ至り申上候而ハ、甚恐多奉存候ニ付、右之趣御聞置被成下候様仕度、御断申上候、以上

法隆寺年会伍師代

子五月晦日

阿弥陀院代印

御奉行所

南都奉行所に法隆寺頼与力を定め、南都用達を置いて、奉行所と法隆寺との円滑な連携をもとめているのであるが、巡見一件などに見られるように、個別の接遇では行きがちがいや折り合いのつきにくいことも起こった。石黒易慎奉行のように、ちよつと立寄るだけでは法隆寺に対して礼を失するので、領内巡見ではあるが、法隆寺滞在の時間をとりたいたする意思もあるし、丹波長道奉行のように代人の参詣というかたちもあつた。南都奉行となつたものの資質と考えることもできるし、先例重視や領民負担の軽減を考へる行政改革の姿勢もかかわつていて、奉行所と法隆寺をつなぐ連携の円滑化をになうしくみにもそのしわざはあつた。

(六) まとめ

南都奉行所と法隆寺との行政的な連携に視点をすえてみてきた。法隆寺を事例にあげて考察してきたが、ほとんど

の場合、法隆寺にかぎらず大和の主要社寺と奉行所とのかわりに拡大して考えてみる参考となるのではないかと思う。法隆寺の場合には、南都奉行所の与力の養子というかたちで法隆寺の塔頭へ入寺があり、そのことによつて奉行所側と寺側との人的な交流を通じて相互の意思疎通をはかったこと、もうすこし直接的に特定の与力を寺内頼与力として契約し、法隆寺担当与力というかたちで、さまざまな上申や伝達の便宜をはかったことは注目しておきたい。

また南都下屋敷や南都用達というかたちで、奉行所近隣に奉行所との連絡所を設けたことも、江戸時代の行政の機構や機能にかかわり、便宜が高かったと考えられる。とくに用達所の役割は法隆寺の場合でも大きく、法隆寺日次記のなかに、多出している。これは法隆寺が奉行所から地理的に離れて位置していることとも関係しているのだと考えられる。

こうした事柄については、もつと多くの事例を調査し、また各事項をもつと掘り下げて深く観察・分析する必要がある。小稿がそうした大和の江戸期行政をめぐるひとつの問題提起として受けとめられれば幸いである。

補注

- (1) 『奈良市史 通史』(昭和六十三年三月、吉川弘文館)、大宮守友著『奈良内侍原町諸事記録控』(昭和六十年九月、豊住書店)、大宮守友著『奈良奉行所記録』(平成七年十二月、清文堂出版)、袖田善雄著『幕藩制成初期の奈良奉行』(昭和五十五年、日本史研究二二二号)、古川聡子著『近世奈良町の都市経済と東大寺復興』(平成十二年、ヒストリア六九号)、古川聡子著『近世奈良町における都市政策の展開』(平成十六年、ヒストリア九一號)、安田真紀子著『近世の旅観と街道の変容―参宮と大和めぐり―』(平成十七年、奈良史学三三号)など。その他安彦勘吾氏による町触史料集、町方文書集の紹介や復刻、その他奈良大学鎌田研究室による奈良関係街道史料の調査・研究などの成果はできている。
- (2) 奈良奉行所を南都奉行所として統一的に記述する。これは本稿で引用する法隆寺文書の日次記類などの史料で、奈良のことを一般に南都とよび、奉行所のことを南都御役所などと記しているので、なるべく史料の雰囲気も伝えたく、小稿では南都奉行所とする。
- (3) 『法隆寺文書』(『大日本史料』十二編三十四、七二六―七二七頁)
- (4) 江戸初期の幕政において、大津の奉行小野貞則と南都の奉行中坊秀政とが重用事案で協同して行政にあたつたことは、大宮守友著『奈良奉行所記録』(平成七年、清文堂出版)所

収の「近世前期の奈良奉行」の論稿で詳述されている。

- (5) 『法隆寺文書』〔大日本史料〕十二編三十四、七二八〜七二九頁

- (6) 『法隆寺文書』〔大日本史料〕十二編三十四、七二九頁

- (7) 『法隆寺文書』〔大日本史料〕十二編三十四、七二九〜七三一頁

- (8) 東大史料編纂所謄写本『法隆寺文書』

- (9) 『奈良奉行所記録』(清文堂、平成七年刊) 所収大宮守友著「奈良奉行所記録」解説にかえて「付論」近世前期の奈良奉行」

- (10) 「奈良奉行所町代日記」寛文七年十二月二十一日条、大宮守友編著「奈良奉行所記録」五六頁。

- (11) 同前。大宮守友氏は寛文七年、同八年、同九年、同十年、宝永四年、享保十二年、文化四年の奈良奉行所の町代日記を翻刻され、綿密な補註を付して考察を加えている。

- (12) 法隆寺史編さん室では、法隆寺文書の収集整理を進められており、江戸時代の主要な法隆寺寺務日記として、「年会日記」「沙汰案日次記」「日記抜書」「天保記」などを確認している。

- (13) 法隆寺文書「年会日記」宝永元年四月十二日条。

- (14) 法隆寺文書「年会日記」正徳元年十二月十二日条。

- (15) 中坊飛騨守秀政は慶長十八年から寛永十五年まで、二十六年間、中坊長兵衛美作守時祐は寛永十五年から寛文三年まで二十六年間、父子相續いて奈良の奉行職をつとめた。

- (16) 法隆寺文書「年会抜書」宝永四年九月二十二日条。

- (17) 法隆寺文書「南都奉行妻木彦右衛門頼保書状」、これは折紙で法隆寺中院宛となっている。

- (18) 法隆寺文書「南都奉行所用人曾根友右衛門書状」(折紙)

一筆致啓上候。先以其御山無別条、貴様御堅固被成御座候由、伝承珍重奉存候。然者中條五左衛門弟安養院江致入院之由申越、貴僧相院事御取持故首尾存、早速相濟大慶仕候。且那二茂別而満足被申候。此上不案内可有御座候間、万端御引廻可被下候。頼入存候。西方院始御一山之御衆中へ不紛宜御一行奉願候、猶期面上之時候。恐惶謹言

曾根友右衛門
保方(花押)

八月八日

法隆寺

中院様

侍者御中

- (19) 法隆寺文書「南都奉行所守力十楚勘右衛門家先祖書」。

- (20) 法隆寺文書「年会日記」延享四年六月二日条。

- (21) 法隆寺文書、享和三年「下納戸諸支配明細帳」。

- (22) 法隆寺文書「沙汰案日記」天保二年二月十七日条。

- (23) 法隆寺文書「天保記」享保六年九月晦日条。「天保記」は法隆寺所蔵の寺務日記類から各日記中の主要記事を抜書したものであり、正確な記事内容は不明な部分も多いが、天保年間までには残存した日記類に何が書かれていたかを知ることができる貴重な史料である。

- (24) 法隆寺文書「年会日記」延享四年六月二日条。注(20)の
記事に続けて記録されている。
- (25) 法隆寺文書「沙汰衆日記」文化元年八月十日条。
- (26) 法隆寺文書「年会日記」文化元年八月八日条。
- (27) 法隆寺文書「年会日記」文化元年八月九日条。
- (28) 法隆寺文書「年会日記」寛政九年八月四日条。
- (29) 法隆寺文書「年会日記」文化元年九月七日条。
- (30) 法隆寺文書「沙汰衆日記」文政七年八月一日条。
- (31) 法隆寺文書「年会日記」天保五年五月二十一日条。
- (32) 「奈良市史 通史三」(吉川弘文館刊、昭和六十二年三月)
「付表Ⅰ歴代奈良奉行」。
- (33) 法隆寺文書「日次記抜書」元禄三年二月十五日条。
- (34) 法隆寺文書「沙汰衆日記」元禄七年二月一日条ほか。
- (35) 法隆寺文書「年会日記」元禄十四年七月十六日条。
- (36) 法隆寺文書「日次記抜書」宝永五年九月十三日条。
- (37) 法隆寺文書「天保記」享保十一年二月一日条。
- (38) 法隆寺文書「年会日記」享保十一年二月一日条。
- (39) 法隆寺文書「年会日記」寛保二年五月八日条。
- (40) 法隆寺文書「年会日記」宝暦六年二月七日条ほか。
- (41) 法隆寺文書「沙汰衆日記」寛政二年三月十六日条、同「年
会日記」寛政二年三月十七日条ほか。
- (42) 法隆寺文書「年会日記」寛政四年五月十日条。